

●香川県監査委員公表第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき又は監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成23年6月3日

香川県監査委員 仲 山 省 三
 同 鍋 嶋 明 人
 同 綾 田 福 雄
 同 黒 島 啓

- 1 監査対象部局 公安委員会
- 2 監査対象年度 平成22年度
- 3 措置の状況

	監査の結果（対象機関）	措置の状況
指導注意事項	<p>(1) 契約について</p> <p>ア 消防設備に係る業務委託について、成果報告書に提出先の名称、提出者の名称及び提出年月日が記載されていないとともに、その履行確認が行われていなかった。（善通寺警察署）</p> <p>イ 浄化槽維持管理等に係る業務委託について、成果報告書に提出先の名称が記載されていないとともに、業務内容の一部の記載漏れがあり、履行確認が不十分であった。（善通寺警察署）</p> <p>(2) 物品について</p> <p>業務用冷凍庫等について、備品の貸借契約を締結する必要がある。（高松北警察署）</p>	<p>(1) 契約について</p> <p>ア 直ちに適正な成果報告書を提出させるとともに、履行確認を明記した。</p> <p>イ 今後は、適正な成果報告書を提出するよう業者を指導するとともに、履行確認を徹底する。 また、記載漏れのあった業務については、平成23年度契約において業務仕様書の中で明記した。</p> <p>(2) 物品について</p> <p>備品の貸借契約を締結し、管理状況について定期的に報告するよう約定した。</p>
検討指示事項	<p>(1) 証紙収入について</p> <p>猟銃・空気銃所持許可更新申請の様式については、申請する更新内容により手数料が異なるにもかかわらず同一の法定様式を使用し、様式上の記載内容からは手数料を判別できない状況となっている。正当な手数料金額の証紙が貼付されていることが確認できるように、申請様式の余白に区分を付するなどの検討が必要である。（生活環境課・さぬき警察</p>	<p>(1) 証紙収入について</p> <p>平成23年度から、申請書の余白に区分を明記したゴム印を押印し、正当な手数料金額の証紙が貼付されていることが確認できるようにした。</p>

	<p>署)</p> <p>(2) 修繕料の支出について</p> <p>交通信号機の緊急修繕代について、請求内容の確認方法を検討する必要がある。(交通規制課・東かがわ警察署)</p>	<p>(2) 修繕料の支出について</p> <p>交通規制課が信号機保全委託業者と協議の上、警察署別信号機保全単価を決定し、各警察署に周知するとともに、各警察署では請求ごとに請求内容と上記単価を照合することとした。</p>
--	--------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------